

制定	昭和 45 年 3 月
変更	昭和 51 年 3 月
変更	昭和 60 年 9 月
変更	平成 17 年 7 月
変更	平成 23 年 3 月
変更	平成 28 年 3 月
変更	令和 4 年 9 月
変更	令和 8 年 3 月

# 福岡県農業振興地域整備基本方針

令和 8 年 3 月

福 岡 県

# 目 次

第1	県面積目標その他の農用地等の確保に関する事項	
1	県面積目標その他の農用地等の確保の基本的考え方	1
(1)	優良農用地の確保・保全の基本的な方針	1
(2)	県面積目標	1
2	諸施策を通じた農用地等の確保のための取組の推進	1
(1)	農業振興地域制度等の適切な運用	1
(2)	農地の保全・有効利用	2
(3)	農業生産基盤の整備及び保全	2
(4)	非農業的土地需要への対応	2
(5)	農用地等の面積や土地利用に関する現況の適切な把握	2
(6)	農業振興地域整備計画の策定・変更手続	2
(7)	交換分合制度の活用	3
(8)	推進体制の整備等	3
3	農業上の土地利用の基本的方向	3
第2	農業振興地域として指定することを相当とする地域の位置及び規模に関する事項	5
第3	基本的事項	
1	農業生産基盤の整備及び開発に関する事項	9
(1)	農業生産基盤の整備及び開発の方向	9
(2)	地目別の農業生産基盤の整備及び開発の方向	9
(3)	広域整備の構想	9
2	農用地等の保全に関する事項	10
(1)	農用地等の保全の方向	10
(2)	農用地等の保全のための施策	10
(3)	農用地等の保全のための活動	10
3	農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進に関する事項	11
4	農業の近代化のための施設の整備に関する事項	12
(1)	品目別の農業近代化施設の整備方針	12
(2)	広域整備の構想	13

5	農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備に関する事項	14
(1)	農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備の方向	14
(2)	農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備	14
(3)	農業を担うべき者の育成及び確保のための活動	14
6	3に掲げる事項と相まって推進する農業従事者の安定的な就業の促進に関する事項	14
(1)	農業従事者の安定的な就業の促進の目標	14
(2)	農村地域における就業機会の確保のための構想	15
7	農業構造の改善を図ることを目的とする主として農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設の整備に関する事項	15
(1)	生活環境施設の整備の必要性	15
(2)	生活環境施設の整備の構想	15
別添	県面積目標の設定の基準	16

# 第1 県面積目標その他の農用地等の確保に関する事項（法第4条第2項第1号）

## 1 県面積目標その他の農用地等の確保の基本的考え方

### （1）優良農用地の確保・保全の基本的な方針

農地は、農業生産にとって最も基礎的な資源であり、食料の安定供給や将来に向けて持続的かつ効率的な農業生産活動を行うために良好な状態で確保・保全していくことが必要である。また、農地は、農業生産活動が行われることにより県土の保全や水資源のかん養、生態系の保全、良好な景観の形成など多くの役割を果たしている。

本県では、変化に富む豊かな自然条件や大消費地を県内に有するという有利な市場条件を背景として、米・麦・大豆、野菜、果樹、花きなど地域の特性を活かした多種多様な農業生産が行われている。

一方、本県は、北九州市及び福岡市の政令指定都市を核として九州あるいは西日本における経済・文化の拠点として発展を続けており、広域幹線道路や鉄道等交通体系の整備に伴い、全県域的に農業的土地利用から都市的土地利用への転換が進んでいる。また、農業従事者の高齢化や農業の担い手（以下、単に「担い手」という。）不足による荒廃農地の発生等に伴う耕地面積の減少も進んでいる。

このような中、本県の耕地面積は、令和元年の80,300haから令和5年には78,400haと減少しており、この傾向が今後も続くものと懸念される。

このため、本県の農業生産に必要な農地の確保及びその有効利用を図っていくためには、農地として利用すべき土地の確保、効率的かつ安定的な農業経営体に対する農地の集積・集約化など農地の効率的な利用促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくことが重要である。

特に、集団的に存在する農地や農業生産基盤整備事業の対象地等の優良な農地については、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「法」という。）に基づき農用地区域に設定するとともに、当該農地を良好な状態で維持・保全し、かつ、その有効利用を図ることが重要である。

### （2）県面積目標

国は、「農用地等の確保等に関する基本指針」（令和7年6月27日変更。以下、「基本指針」という。）において、令和5年を「目標設定の基準年」、令和17年を「目標年」として、目標年における確保すべき農用地等の面積について、390万haとする目標を掲げたところである。

県においては、国の基本指針の変更を踏まえ、引き続き農業振興地域制度の適切な運用を図るとともに、農地の集積・集約化、荒廃農地の発生防止等の農用地等の確保に向けた取組の推進により、令和17年時点における確保すべき農用地区域内農地の面積について、基準年（令和5年時点69.6千ha）よりも1.0千ha減の68.6千haを本県の目標として設定する。

なお、具体的な設定の基準は別添のとおりである。

## 2 諸施策を通じた農用地等の確保のための取組の推進

農用地等の確保については、特に農地を中心として次のとおり推進する。

### （1）農業振興地域制度等の適切な運用

農用地等については、農業振興地域制度や農地転用許可制度の適切な運用により非農業的土地利

用との調整を図りながらその確保に努めるとともに、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）等の活用により、認定農業者等の効率的かつ安定的な農業経営体が農業生産の相当部分を担う農業構造の確立に向けて、優良な農用地の確保に努める。

特に、法第10条第3項各号の農用地区域の設定基準を満たす集団的農地や農業生産基盤整備事業の対象農地等については、地域の特性を活かした農業が展開されるよう積極的な農用地区域への編入や除外抑制等の取組を通じて確保を図る。

## **（２）農地の保全・有効利用**

多面的機能支払制度及び中山間地域等直接支払制度による共同活動への支援、地域ぐるみの話し合いにより策定した土地利用構想の実現に必要な活動経費、基盤整備や施設整備費等への支援、地域計画に基づく担い手への農地の集積・集約化の推進等により、農地の保全、荒廃農地の発生防止・解消・有効利用に努める。

## **（３）農業生産基盤の整備及び保全**

地域計画と連携し、スマート農業技術の導入や農地の集積・集約化に向けた農地の大区画化、管理作業の省力化に資する整備、情報通信環境の整備、水田の汎用化・畑地化、畑地整備等の農業生産基盤の整備を推進する。また、農業水利施設の長寿命化とライフサイクルコストの低減、維持管理の効率化・高度化、施設の補修・更新や管理に係る費用・労力の抑制を図る等、農業水利施設の戦略的な保全管理を推進する。

これらの取組により、良好な営農条件を備えた農地の確保を推進する。

農業生産基盤の整備にあたっては、現状が農用地区域以外の土地についても一体的に整備を行うことが適当と認められるものについては、当該土地を積極的に農用地区域に編入する。

## **（４）非農業的土地需要への対応**

非農業的土地需要に対応するための農地転用を伴う農用地区域からの農地の除外については、法第13条第2項に規定する農用地区域の変更の要件をすべて満たすなどにより、制度の適切かつ厳格な運用を図るとともに、都市計画等他の土地利用との調整を図り、計画的な土地利用の確保に努める。特に、農業生産基盤整備事業が実施された農地は、その投資効果の確保の観点から将来にわたって優良農地として確保すべきものであることに十分留意する。

また、地方公共団体が農用地区域内にある土地を公用施設又は公共用施設の用に供するため、農用地利用計画の変更が必要となる場合には、法第1条の2第3項に規定する農用地利用計画の尊重と農用地区域内における土地の農業上の利用の確保についての地方公共団体の責務に鑑み、法第13条第2項に規定する農用地区域の変更の要件を満たすよう努める。

なお、農業振興地域整備計画の管理については、計画的に行うことが重要であり、その変更は、原則として、法第12条の2の規定に基づきおおむね5年ごとに実施される基礎調査の結果等に基づき行うものとする。

## **（５）農用地等の面積や土地利用に関する現況の適切な把握**

法第12条の2の規定による基礎調査の実施を促進するとともに、農用地利用計画に係る平面図の作成にデジタル地図を用いる等デジタル化の積極的な推進等により、農用地等の面積や土地利用に関する現況を適切に把握するものとする。

## **（６）農業振興地域整備計画の策定・変更手続**

農業振興地域整備計画の策定・変更にあたっては、農業振興地域整備計画案を策定・変更する理

由を付して縦覧し、市町村の住民に対して意見書の提出の機会を付与することにより手続きの公正性・透明性の向上を図り、地域の合意の下で、農用地等の確保のための取組及び各種農業振興施策を計画的かつ円滑に推進するものとする。

### (7) 交換分合制度の活用

農用地区域内の土地の農業上の利用を確保するため、農用地利用計画の変更を行うに当たっては、当該変更に係る土地の所有者、その他その土地に関し権利を有する者等の意向を踏まえ、法第13条の2に規定する交換分合制度を積極的に活用するものとする。

### (8) 推進体制の整備等

農用地等の確保のための施策は、市町村、農業委員会、農業関係団体等と連携を図り、県の関係部局間の連絡調整体制を整備し、制度の円滑かつ適正な運用によって推進していくものとする。

このため、農業振興地域整備基本方針の変更に当たっては、県農林業団体、都市計画審議会、市長会、町村会、商工会議所連合会、商工会連合会、中小企業団体連合会その他県の関係団体を代表する者、市町村農業振興地域整備計画の策定・変更に当たっては、関係農林業団体、商工会議所、商工会その他市町村の関係団体及び集落代表者から必要に応じ幅広く意見を求めるものとする。

## 3 農業上の土地利用の基本的方向

本県は九州の北東部に位置し、三方を玄界灘、響灘、周防灘、有明海に囲まれ、また、筑紫山地、脊振山地、耳納山地等の山地があり、さらに筑後川、矢部川、遠賀川、山国川等の河川が流れ、その間に広がる肥沃な平地等において多種多様な農業が展開されている。

今後は、非農業的土地需要との適切な土地利用調整を行うとともに、認定農業者等の効率的かつ安定的な農業経営体への農地の集積・集約化を促進するとともに、ほ場整備や農業水利施設の整備、大区画化等の農業生産基盤整備の推進により、優良農用地としての利用を確保することを基本とする。

なお、本県における農業地帯の区分に当たっては、市町村の区域を基本とし、地形、気候の類似性や土地利用の方向等を総合的に勘案して、次の6つの農業地帯に分類する。

各農業地帯の地理的状況及び営農状況は下表のとおり。

地帯名	市町村名	地理的状況及び営農状況
福岡農業地帯	福岡市、筑紫野市、宗像市、古賀市、福津市、糸島市、那珂川市、篠栗町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町	福岡平野、糸島平野並びに宗像平野からなり、南は脊振山系、東は三郡山系、北は博多湾、玄界灘に囲まれた平坦地で、都市化の影響を受けながらも、温暖な気象条件や大消費地に近接する立地条件等を活かして、米・麦・大豆、いちごやトマト、ブロッコリーなどの野菜、花き、畜産等の都市近郊農業が行われている。
筑後北部農業地帯	久留米市、小郡市、うきは市、朝倉市、筑前町、東峰村、大刀洗町	中央を流れる筑後川の中流域に広がる両筑平野を中心に、早くからほ場整備など農業生産基盤の整備が行われ、肥沃な土壌、温暖な気候条件を活かし、米・麦・大豆、レタスやほうれんそう、ねぎなどの野菜、かき、いちじくなどの果樹、花き・花木等の園芸農業が盛んで、県内でも有数の産地を形成している。

北九州農業地帯	北九州市、中間市、 芦屋町、水巻町、 岡垣町、遠賀町	<p>県の最北部に位置し、地帯の南部に福智山、平尾台を擁し、南北に遠賀川、紫川等が貫流し、地形は山間地、丘陵地、平坦地と変化に富んでおり、大消費地に近接する立地条件を活かして、米・麦・大豆、キャベツやブロッコリー、スイカなどの野菜、びわなどの農産物が生産されている。</p>
筑豊農業地帯	直方市、飯塚市、 田川市、宮若市、 嘉麻市、小竹町、 鞍手町、桂川町、 香春町、添田町、 糸田町、川崎町、 大任町、赤村、 福智町	<p>県の中央部に位置し、福岡、北九州両都市圏に隣接するとともに、英彦山、福智山等に囲まれた盆地で、地形は平坦地から中山間地まで広範囲にわたっている。</p> <p>また、従来から実需者から良質米地帯としての評価が高く、米を主体に、いちご、ブロッコリー、こまつななどの野菜、ぶどう、なし、かき、いちじくなどの果樹、きく、トルコギキョウなどの農産物、肉用牛、豚、採卵鶏といった畜産物が生産されている。</p>
筑後南部農業地帯	大牟田市、柳川市、 八女市、筑後市、 大川市、みやま市、 大木町、広川町	<p>熊本・大分両県に接する山間部から有明海の干拓地に至る広い地域にわたって、米・麦・大豆を始め、いちご、なす、アスパラガスなどの野菜、みかん、キウイフルーツなどの果樹、きく、茶、い草などの農産物が生産され、県内有数の産地を形成している。</p> <p>また、筑後川及び矢部川流域において国営事業も含め様々な農業生産基盤の整備が行われており、ほ場整備率は県平均を上回っている。</p>
京築農業地帯	行橋市、豊前市、 苅田町、みやこ町、 吉富町、上毛町、 築上町	<p>県の最東部に位置し、南西部にある英彦山山系から周防灘に向けて扇状に開けた地形にあり、米・麦・大豆、玉レタス、いちご、ブロッコリー、スイートコーン、ねぎなどの野菜、いちじく、ゆずなどの果樹、ホオズキ、ケイトウなどの花き、茶、生乳などの農畜産物が生産され、隣接する北九州への食料供給基地の役割を担っている。</p>

## 第2 農業振興地域として指定することを相当とする地域の位置及び規模に関する事項（法第4条第2項第2号）

### 【指定予定地域】

農業地帯	指定予定地域名	指定予定地域の範囲	指定予定地域の規模
福岡農業地帯	福岡地域 (福岡市)	福岡市のうち、都市計画法の市街化区域・臨港地区、流通業務市街地の整備に関する法律の流通業務地区及び規模の大きな森林等を除く区域	総面積 5,576ha (農用地面積 1,539ha)
	筑紫野地域 (筑紫野市)	筑紫野市のうち、都市計画法の市街化区域及び規模の大きな森林等を除く区域	総面積 3,440ha (農用地面積 757ha)
	宗像地域 (宗像市)	宗像市のうち、都市計画法の市街化区域及び規模の大きな森林等を除く区域	総面積 7,996ha (農用地面積 2,802ha)
	古賀地域 (古賀市)	古賀市のうち、都市計画法の市街化区域及び規模の大きな森林等を除く区域	総面積 2,360ha (農用地面積 593ha)
	福津地域 (福津市)	福津市のうち、都市計画法の市街化区域・用途地域及び規模の大きな森林等を除く区域	総面積 3,713ha (農用地面積 1,437ha)
	糸島地域 (糸島市)	糸島市のうち、都市計画法の市街化区域・用途地域及び規模の大きな森林等を除く区域	総面積 13,807ha (農用地面積 4,972ha)
	那珂川地域 (那珂川市)	那珂川市のうち、都市計画法の市街化区域及び規模の大きな森林等を除く区域	総面積 609ha (農用地面積 309ha)
	篠栗地域 (篠栗町)	篠栗町のうち、都市計画法の市街化区域及び規模の大きな森林等を除く区域	総面積 1,224ha (農用地面積 216ha)
	須恵地域 (須恵町)	須恵町のうち、都市計画法の用途地域及び規模の大きな森林等を除く区域	総面積 494ha (農用地面積 140ha)
	新宮地域 (新宮町)	新宮町のうち、都市計画法の市街化区域及び規模の大きな森林等を除く区域	総面積 565ha (農用地面積 147ha)
	久山地域 (久山町)	久山町のうち、都市計画法の市街化区域及び規模の大きな森林等を除く区域	総面積 550ha (農用地面積 180ha)
	粕屋地域 (粕屋町)	粕屋町のうち、都市計画法の市街化区域及び流通業務市街地の整備に関する法律の流通業務地区等を除く区域	総面積 672ha (農用地面積 188ha)
福岡農業地帯 計 (12地区)			総面積 41,006ha (農用地面積 13,279ha)
筑後	久留米地域 (久留米市)	久留米市のうち、都市計画法の市街化区域・用途地域及び規模の大きな森林等を除く区域	総面積 17,028ha (農用地面積 8,502ha)
	小郡地域 (小郡市)	小郡市のうち、都市計画法の市街化区域等を除く区域	総面積 3,652ha (農用地面積 1,872ha)

北部 農業 地帯	うきは地域 (うきは市)	うきは市のうち、規模の大きな森林等を除く区域	総面積 7,371ha (農用地面積 3,203ha)
	朝倉地域 (朝倉市)	朝倉市のうち、都市計画法の用途地域及び規模の大きな森林等を除く区域	総面積 15,668ha (農用地面積 5,507ha)
	筑前地域 (筑前町)	筑前町のうち、都市計画法の用途地域及び規模の大きな森林等を除く区域	総面積 5,464ha (農用地面積 2,539ha)
	東峰地域 (東峰村)	東峰村のうち、規模の大きな森林等を除く区域	総面積 1,013ha (農用地面積 275ha)
	大刀洗地域 (大刀洗町)	大刀洗町のうち、都市計画法の用途地域を除く区域	総面積 1,999ha (農用地面積 1,286ha)
筑後北部農業地帯計 (7地域)			総面積 52,194ha (農用地面積 23,184ha)
北 九 州 農 業 地 帯	北九州地域 (北九州市)	北九州市のうち、都市計画法の市街化区域・臨港地区、自然公園法の国立公園の特別保護地区及び規模の大きな森林等を除く区域	総面積 5,962ha (農用地面積 2,538ha)
	中間地域 (中間市)	中間市のうち、都市計画法の市街化区域等を除く区域	総面積 408ha (農用地面積 252ha)
	水巻・芦屋地域 (水巻町・芦屋町)	水巻町のうち、都市計画法の用途地域等を除く区域。芦屋町のうち、都市計画法の用途地域・臨港地区及び規模の大きな森林等を除く区域	総面積 286ha (農用地面積 139ha)
	岡垣地域 (岡垣町)	岡垣町のうち、都市計画法の用途地域及び規模の大きな森林等を除く区域	総面積 2,099ha (農用地面積 689ha)
	遠賀地域 (遠賀町)	遠賀町のうち、都市計画法の用途地域及び規模の大きな森林等を除く区域	総面積 1,019ha (農用地面積 520ha)
北九州農業地帯計 (5地域)			総面積 9,775ha (農用地面積 4,138ha)
筑 豊	直方地域 (直方市)	直方市のうち、都市計画法の用途地域及び規模の大きな森林等を除く区域	総面積 2,550ha (農用地面積 747ha)
	飯塚地域 (飯塚市)	飯塚市のうち、都市計画法の用途地域及び規模の大きな森林等を除く区域	総面積 8,284ha (農用地面積 2,685ha)
	田川地域 (田川市)	田川市のうち、都市計画法の用途地域及び規模の大きな森林等を除く区域	総面積 2,377ha (農用地面積 755ha)
	宮若地域 (宮若市)	宮若市のうち、都市計画法の用途地域及び規模の大きな森林等を除く区域	総面積 3,969ha (農用地面積 2,031ha)
	嘉麻地域 (嘉麻市)	嘉麻市のうち、規模の大きな森林等を除く区域	総面積 8,697ha (農用地面積 1,980ha)

農 業 地 帯	小竹地域 (小竹町)	小竹町のうち、工業団地等を除く区域	総面積 811ha (農用地面積 162ha)
	鞍手地域 (鞍手町)	鞍手町のうち、都市計画法の用途地域及び規模の大きな森林等を除く区域	総面積 2,563ha (農用地面積 907ha)
	桂川地域 (桂川町)	桂川町のうち、都市計画法の用途地域及び規模の大きな森林等を除く区域	総面積 1,504ha (農用地面積 517ha)
	香春地域 (香春町)	香春町のうち、規模の大きな森林を除く区域	総面積 1,848ha (農用地面積 667ha)
	添田地域 (添田町)	添田町のうち、自然公園法の国定公園の特別保護地区及び規模の大きな森林を除く区域	総面積 4,129ha (農用地面積 715ha)
	糸田地域 (糸田町)	糸田町のうち、規模の大きな森林等を除く区域	総面積 394ha (農用地面積 172ha)
	川崎地域 (川崎町)	川崎町のうち、規模の大きな森林等を除く区域	総面積 1,438ha (農用地面積 438ha)
	大任地域 (大任町)	大任町のうち、ゴルフ場を除く区域	総面積 1,293ha (農用地面積 339ha)
	赤地域 (赤村)	赤村のうち、規模の大きな森林を除く区域	総面積 1,825ha (農用地面積 445ha)
	福智地域 (福智町)	福智町のうち、規模の大きな森林等を除く区域	総面積 2,663ha (農用地面積 885ha)
筑豊農業地帯 計 (15地域)			総面積 44,345ha (農用地面積 13,444ha)
筑 後 南 部 農 業 地	大牟田地域 (大牟田市)	大牟田市のうち、都市計画法の市街化区域・臨港地区及び規模の大きな森林等を除く区域	総面積 3,724ha (農用地面積 1,169ha)
	柳川地域 (柳川市)	柳川市のうち、都市計画法の用途地域を除く区域	総面積 6,934ha (農用地面積 3,953ha)
	八女地域 (八女市)	八女市のうち、都市計画法の用途地域及び規模の大きな森林等を除く区域	総面積 32,111ha (農用地面積 10,064ha)
	筑後地域 (筑後市)	筑後市のうち、都市計画法の用途地域を除く区域	総面積 3,452ha (農用地面積 1,989ha)
	大川地域 (大川市)	大川市のうち、都市計画法の用途地域・臨港地区を除く区域	総面積 2,632ha (農用地面積 1,146ha)
	みやま地域 (みやま市)	みやま市のうち、都市計画法の市街化区域・用途地域及び規模の大きな森林等を除く区域	総面積 9,367ha (農用地面積 4,502ha)
	大木地域 (大木町)	大木町全域	総面積 1,844ha (農用地面積 1,009ha)

帯	広川地域 (広川町)	広川町のうち、規模の大きな森林等を除く区域	総面積 3,050ha (農用地面積 1,123ha)
筑後南部農業地帯計 (8地域)			総面積 63,114ha (農用地面積 24,956ha)
京 築 農 業 地 帯	行橋地域 (行橋市)	行橋市のうち、都市計画法の用途地域及び規模の大きな森林等を除く区域	総面積 4,597ha (農用地面積 2,055ha)
	豊前地域 (豊前市)	豊前市のうち、都市計画法の用途地域・臨港地区及び規模の大きな森林を除く区域	総面積 5,093ha (農用地面積 1,854ha)
	苅田地域 (苅田町)	苅田町のうち、都市計画法の市街化区域・臨港地区及び規模の大きな森林を除く区域	総面積 832ha (農用地面積 562ha)
	みやこ地域 (みやこ町)	みやこ町のうち、規模の大きな森林を除く区域	総面積 6,863ha (農用地面積 3,229ha)
	吉富地域 (吉富町)	吉富町のうち、都市計画法の用途地域を除く区域	総面積 374ha (農用地面積 221ha)
	上毛地域 (上毛町)	上毛町のうち、規模の大きな森林を除く区域	総面積 4,152ha (農用地面積 1,307ha)
	築上地域 (築上町)	築上町のうち、都市計画法の用途地域及び規模の大きな森林等を除く区域	総面積 6,295ha (農用地面積 2,265ha)
京築農業地帯計 (7地域)			総面積 28,205ha (農用地面積 11,492ha)
県計 (54地域)			総面積 238,638ha (農用地面積 90,492ha)

(令和5年12月末時点調査) ※端数処理の都合により合計値が合わない場合があります。

(注) 「総面積」：農業振興地域全体の面積

「農用地面積」：農業振興地域内の農用地区域外(農振白地)を含めた農用地の合計面積

### 第3 基本的事項（法第4条第2項第3号）

#### 1 農業生産基盤の整備及び開発に関する事項（法第4条第2項第3号イ）

##### （1）農業生産基盤の整備及び開発の方向

本県においては、農業・農村の持続的発展に向け、法人化された集落営農組織や個別大規模農家といった永続性のある担い手の育成、生産条件が不利な中山間地域の活性化、農業水利施設の機能保全及び有効利用などの地域農業の近代化を推進する必要がある。

これらの実現に向けて、大規模経営が可能となるほ場の大区画化、高収益型農業を展開するための水田の汎用化、農業水利施設の長寿命化や省力化などの農業生産基盤整備について、環境との調和に配慮しつつ、地域の実態に応じてその推進を図る。

##### （2）地目別の農業生産基盤の整備及び開発の方向

本県のほ場整備率は、要整備面積51,663haのうち約85.6%の44,204haの整備が完了している。

今後は、未整備田のほ場整備を推進するとともに、農業地帯別の整備状況や担い手の確保状況等を踏まえ、農業生産基盤整備の推進を図る。

また、中山間地域においては、農業・農村の活性化を図るとともに、自然環境の保全や地域の特色を活かし、営農体系に配慮した農業生産基盤整備の推進を図る。

##### ア 「田」の整備

未整備田におけるほ場整備の推進、ほ場の大区画化、農業水利施設の長寿命化、農道の整備等を進める。

中山間地域については、ほ場整備や農業水利施設、農道の整備を進める。

##### イ 「畑及び樹園地」の整備

畑及び樹園地は、農道の整備を推進することとし、筑後北部や筑後南部農業地帯においては、ほ場整備や農道、かんがい施設の整備を進める。

##### （3）広域整備の構想

##### ア 農業水利施設の整備

筑後川流域の農業地帯では、用水の安定供給と排水改良を目的として、ダム用水の効率的な活用、基幹用排水路及びクリークの整備等を広域的に行うため、筑後北部地区では、水資源機構営農両筑平野用水事業、国営耳納山麓地区総合土地改良事業、国営筑後川中流土地改良事業が、筑後南部地区においては、水資源機構営農筑後川下流用水事業及び国営筑後川下流土地改良事業が実施された。また、これらの事業と併せ行ってきた県営規模の農業水利施設の整備も概ね完了した。

今後は、これらの地域資源である農業水利施設を活用し、長寿命化によるライフサイクルコストの低減を図りつつ、機能保全対策や更新整備等を実施することで、水資源の効率的な利用と水環境の保全を推進する。

##### イ ほ場の整備

ロボットトラクターやロボットコンバイン等のスマート農業機械等の高性能農業機械の導入を前提としたほ場の整備を、農道整備や農業水利施設の長寿命化・省力化と併せて推進する。特に、筑後川中流及び下流地域の水田地帯については、農地中間管理機構との連携を図りつつ、広域かつ計画的な大区画ほ場への整備を推進する。

## ウ 農道の整備

運搬車両の大型化に伴う農道の拡幅を進め、また、農村における生活環境の改善にも資するため、ほ場整備等との調整を図りながら農道の整備を推進する。未舗装農道については、地域農業の実態を踏まえた上で改良が必要な路線について、舗装により質的改善を図る。

## 2 農用地等の保全に関する事項（法第4条第2項第3号ロ）

### （1）農用地等の保全の方向

近年、各地で記録的な集中豪雨が頻繁に発生し、甚大な被害をもたらす状況がある中、安定的な農業生産を維持し、県土の保全等の多面的な役割を有効に機能させるため、今後も農地や、水路、ため池等の農業水利施設の防災対策を着実に実施していく必要がある。

また、生産条件が不利な農地が多い中山間地域では、農業従事者の減少や高齢化の進行等による荒廃農地の拡大が課題となっている。

このため、荒廃農地のうち再生利用可能な農地については有効利用に向けた取組を推進するとともに、特に、荒廃農地等の増加が見込まれる中山間地域においては、多面的機能が確保されるよう、中山間地域等直接支払制度を活用して、集落ぐるみで取組む荒廃農地の発生防止活動などの支援を行う。

### （2）農用地等の保全のための施策

防災的見地から、ほ場整備、農業水利施設の長寿命化対策の事業を総合的かつ計画的に実施し、災害の防止と併せて農地の整備・保全を図る。

ため池を水源とした水利用を図っている地域では、災害防止と用水確保を目途に、ため池の整備を積極的に進める。

また、湛水防除や地すべり防止など、災害を未然に防ぐための各事業を計画的に推進する。

### （3）農用地等の保全のための活動

#### ア 中山間地域等直接支払制度の推進

担い手の減少や荒廃農地の増加等により多面的機能の低下が特に懸念されている中山間地域等は、中山間地域等直接支払制度の積極的な活用を図る。

この制度を活用し、集落協定や個別協定に基づいた農地、水路及び農道等の維持管理等を行い、荒廃農地の発生を防止するとともに農業生産活動の維持を図る。

#### イ 荒廃農地の有効利用

荒廃農地のうち再生利用可能な農地については、農業経営基盤強化促進法や農地中間管理機構を通じた認定農業者等の担い手への農地の集積・集約化を図る。

#### ウ 基金を活用した中山間地域等の持続的な保全活動

中山間地域の活性化に資するため、「中山間ふるさと・水と土保全対策事業」を活用し、農作業や地域行事などの地域住民等による共同活動の活性化をさせ、農地や農業水利施設などが有する県土保全等の多面的機能の発揮を図る。

#### エ 地域住民が一体となった資源保全活動の推進

過疎化、高齢化、混住化等の進行による集落機能の低下が懸念される農村地域において、地域住民を含めた多様な主体の参画を得た地域の活動を行うため、多面的機能支払制度を活用し、農地周辺の水路、農道及びため池等の維持管理を行うことにより、これらの資源の適切な保全を図る。

る。

#### オ 鳥獣被害対策の強化

イノシシ、シカ等の野生鳥獣による農作物被害の防止を図るため、侵入防止柵の設置等による野生鳥獣を寄せ付けない環境づくりを行うとともに、有害鳥獣の捕獲を徹底し、獣肉利用を含め捕獲獣の適正処理体制の整備を推進する。

#### カ 景観農業振興地域整備計画策定の支援

各市町村の都市部、農山漁村部における良好な景観を保全・形成するため、市町村が景観法（平成16年法律第110号）による景観行政団体として景観計画の策定を行う場合には、景観と調和のとれた良好な営農条件確保を目的とする景観法の規定に基づく「景観農業振興地域整備計画」策定についての検討を支援する。

### 3 農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進に関する事項（法第4条第2項第3号ハ）

本県では、県内に大消費地を有する有利な立地条件を活かした施設野菜や果樹、花き等の高収益型農業が展開され、また、米・麦等の土地利用型農業においても個別大規模農家や農地所有適格法人の規模拡大、集落営農組織の法人化を進めるなど、効率的かつ安定的な農業経営体の育成が図られている一方で、担い手の減少が進んでおり、農業・農村の維持が困難な地域がある。

このような中で、更に農業生産の増大と生産性の向上を図るため、土地の有効利用を基本としつつ、意欲のある認定農業者等への農地の集積・集約化を図るなど土地利用型農業の規模拡大を進める必要がある。

このため、大区画ほ場整備等農業生産基盤の整備を推進するとともに、農地中間管理機構を通じた、農作業の受委託を含めた幅広い形での農地の流動化を促進する。

また、農地の利用改善及び農家の経営改善等を促進するため、地域の農業生産条件等を考慮しつつ、かつ需要に応じた麦・大豆等の戦略作物の作付の団地化を進め、農地の高度利用及び不作付地の解消に努める。

さらに、集落営農組織の育成による農業機械、施設の効率的な利用を促進するとともに、耕種農家と畜産農家の有機的な連携を深め、飼料生産ほ場への堆肥散布等の資源循環による地力の維持増進に努める。

このような視点に立った指標とすべき営農類型は次のとおりである。

#### 【個別経営体】

番号	営農類型	生産規模
1	水稲+大豆+麦類	水稲 1,000a、大豆 600a、麦類 2,000a、飼料用米 400a
2	イチゴ専作	イチゴ 60a（早期 30a、普通期 30a）
3	青ネギ専作	青ネギ 200a
4	ナス専作	ナス 60a（促成）
5	トマト専作	トマト 60a（促成）
6	アスパラガス専作	アスパラガス 100a（半促成）

7	コマツナ専作	コマツナ 200a (周年栽培)
8	リーフレタス専作	リーフレタス 1,000a (秋～初夏出し)
9	キュウリ専作	キュウリ 80a
10	ブロッコリー＋水稲	ブロッコリー800a、水稲 800a
11	キク専作	輪ギク 100a
12	草花専作	トルコギキョウ 60a、アスター30a、畑地性カラー10a
13	ミカン専作	温州ミカン 350a (極早生 70a、早生 220a、普通 60a)
14	ミカン＋キウイフルーツ	温州ミカン 240a (極早生 30a、早生 150a、普通 60a) キウイフルーツ 60a
15	ナシ専作	トンネル 30a (幸水)、露地 180a (玉水 30a、幸水 60a、 豊水 60a、甘太 30a)
16	カキ＋ブドウ	カキ 250a (早秋 30a、太秋 30a、秋王 40a、富有 50a、冷 蔵富有 100a)、ブドウ 100a (種無し巨峰 30a、ピオーネ 30a、シャインマスカット 40a)
17	ブドウ専作	ハウス 80a (巨峰 70a、シャインマスカット 10a)、トン ネル 50a (種無し巨峰 20a、シャインマスカット 30a)
18	酪農専業	経産牛 80 頭
19	肥育牛専業	肥育牛 (黒毛和種) 250 頭
20	茶専作	茶 500a (煎茶 400a、冠茶 100a)

#### 【集落営農法人】

番号	営農類型	生産規模
1	水稲＋大豆＋麦類	水稲 2,500a、大豆 2,500a、麦類 5,000a

#### 4 農業の近代化のための施設の整備に関する事項 (法第4条第2項第3号ニ)

本県の農業生産を担う農業就業人口は、高齢化の進行などにより減少しており、担い手の育成・確保は喫緊の課題となっている。

このような情勢に対処し、本県農業の健全な発展と農業経営の安定を図るためには、野菜、果樹、花き、畜産の振興とともに、米中心の土地利用型農業においては、収益性の高い園芸品目の導入等を図る必要がある。

このためには、農地の計画的な利用及び農業生産基盤の整備を推進するとともに、意欲ある農業従事者を核とした収益性の高い農業生産を実現するため、基幹的な共同利用施設や高性能農業機械等を地域の実情に応じて計画的に導入していく必要がある。

以上の基本的な方向に基づく本県における整備の基本的な方針は次のとおりである。

##### (1) 品目別の農業近代化施設の整備方針

ア 米・麦・大豆

ロボットトラクターやロボットコンバイン等のスマート農業機械の導入による省力化や、大規

模乾燥調製施設の機能向上・整備を進める。

#### イ 野菜

露地野菜は、栽培管理に必要な移植機や乗用管理機、集出荷に必要な袋詰め機や予冷库等の導入による省力化・高品質化を図るとともに、産地での集出荷施設等の整備を図る。

いちごやなす、ねぎ、みずな等の施設野菜は、ハウス等施設の整備・高度化と併せてスマート農業技術を導入し、経営の高度化・省力化を図るとともに、産地での集出荷施設等の整備を図る。

#### ウ 果樹

みかん、かき、ぶどう、なし、いちじく等の果樹は、優良品種の導入等により消費者に求められる果実の生産を振興する。そのため、雨よけ施設や防除機等の導入を進めるとともに、産地での集出荷施設等の整備を図る。

また、急傾斜地を含めた園地や農道等を対象に基盤整備を図る。

#### エ 花き・花木

電照菊やトルコギキョウ等の花きは、高品質生産を推進するため、ハウス等施設の高度化を図る。

また、筑後北部農業地帯における苗木は、全国有数の産地であり、かん水、病虫害防除等の省力機械・施設の導入及び育苗等栽培管理における合理化を進める。

#### オ 畜産

酪農、肉用牛、養豚及び養鶏は、省力・省エネ型畜舎、家畜排せつ物の適正処理施設、高付加価値化のための畜産物加工施設、飼料自給率の向上及びコスト低減のための飼料作物生産機械・施設などの整備を進める。

#### カ 茶

老齢樹の改植や優良品種の導入、担い手への優良茶園の集積を推進するとともに、乗用管理機や乗用摘採機等の導入、加工施設等の整備を促進し品質向上や省力化を図る。

#### キ い草

既存機械の効率的利用や既存施設の再編整備により、収量・品質の向上を図る。

### (2) 広域整備の構想

#### ア 米・麦・大豆の乾燥調製施設

米・麦・大豆の生産性の向上、品質の改善及び出荷の省力化を図るため、大規模乾燥調製施設等の機能向上を推進する。

#### イ 野菜集出荷基幹施設

ニーズに対応した新鮮な野菜を安定的に供給するため、カラー選別選果機等を導入した集出荷施設等の整備を行うとともに、出荷調製の省力化のためのパッケージセンター等の条件整備を行う。

#### ウ 果実の集出荷施設

消費者ニーズの高い品質のよい均一な果実を安定的に供給するための集出荷施設や出荷調製の省力化のためのカラー形状選別選果機、パッケージセンター等の条件整備を行う。

#### エ 堆肥センター

家畜排せつ物の適正処理と堆きゅう肥の有効利用を推進するため、堆肥センター等の設置を進める。

オ 食肉・食鳥処理施設

畜産物の高付加価値化や安定供給を図るため、畜産物処理加工施設等の整備を行う。

## 5 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備に関する事項（法第4条第2項第3号ホ）

### （1）農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備の方向

農業の持続的な発展を図るためには、効率的かつ安定的な農業経営を行う担い手を育成し、これらが農業生産の相当部分を担う農業構造を確立することによる、生産性の高い農業の確立が必要である。

こうした農業経営を担う人材の育成及び確保を図るため、農業従事者の農業技術及び経営管理能力の向上、さらには新たに就農しようとする者に対する農業技術及び経営管理手法の習得等、農業経営の高度化や就農の促進を進めていく必要がある。

また、県民が農業・農村に対する理解と関心を深めるため、学校教育や生涯学習における農業に関する学習の充実、市民農園等農業体験の機会の充実が図られる施設の整備を進めていくことも必要である。

さらに、こうした多様な担い手やその家族が快適で安全な生活環境を享受できるよう、保健福祉サービスの充実を関連する施策の推進により進めていく必要がある。

### （2）農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備

農業を担うべき者の育成・確保のため、関係機関や生産者組織等と連携し、施策を展開する。

普及指導センターでは農業協同組合や市町村と連携し、農業経営研修機能の強化を図るとともに、経営管理能力向上に向けた支援体制の充実強化を図る。

県農業大学校における専門的、実践的な教育の充実を図るとともに、地域での受け入れ体制の整備を促進し、新規就農者の確保・定着を進める。

また、農業高校や農業大学校において、関係機関と連携を図りながら、先進農家研修等の就農教育を充実し、就農意欲の喚起を図る。

加えて、新規就農者の定住条件整備を図るため、市町村の実情に応じて居住施設が整備されるよう関係機関との連携を図る。

さらに、農村地域における医療サービスの確保や、保健福祉サービスの充実等、快適で安全な生活環境が享受できる体制の整備については、保健福祉に関する計画との連携を図る。

### （3）農業を担うべき者の育成及び確保のための活動

地域の核となる企業型経営体の育成を図るため、地域計画に位置付けられた経営発展意欲のある経営体を対象に、農業経営における課題に対応した専門家の派遣、経営能力を高める研修を実施し、農業経営の規模拡大や複合化、法人化を促進する。

あわせて、女性農業者の能力発揮や農業・農村における固定的な性別役割分担意識解消を目的とした研修を実施し、農村地域における女性農業者の活躍を推進する。

新規就農者の確保及び育成については、農業生産から生活関連まで一体的に受け付ける市町村や農業協同組合、普及指導センター等による総合窓口の開設を進め、技術・経営研修、農地確保、資金調達、施設取得等についての総合的な就農支援体制の構築を図る。

## 6 3に掲げる事項と相まって推進する農業従事者の安定的な就業の促進に関する事項（法第4条第2項第3号へ）

### （1）農業従事者の安定的な就業の促進の目標

本県の販売農家を主副業別にみると、農家所得の50%以上が農業所得である主業農家の割合は4分の1程度であり、農外所得の重要性は高い。

このため、農業生産基盤整備事業等の計画的、総合的な推進等を通じ、農作業の受委託を含む農地の集約化と有効利用を進め、認定農業者等の育成を図るとともに、地元における安定的な就業の場を確保し農業経営の安定を図る。

### （2）農村地域における就業機会の確保のための構想

上記（1）の目標を踏まえ、次のとおり農村地域における就業機会の確保を図る。

ア 「農村地域への産業の導入の促進等に関する法律（昭和46年法律第112号）」等に基づき計画的な企業誘致を図るとともに、地域特産物を利用した農産物加工販売施設や地域資源を活かした観光農園の設置及び地場産業の振興による地域内雇用を促進し、農業従事者の安定的な就業機会の確保を図る。

なお、企業誘致等にあたっては、優良農用地の確保に留意しつつ農用地利用計画との整合に留意する。

イ 農業以外の産業への就業を希望する農業従事者については、地元における安定就業の促進及び若年層の地元定着化を重点的に推進する。このため、職業能力の向上を図るとともに、地域の産業・雇用に関する情報を企業、農業従事者等に提供するよう努めるなど、きめ細かな職業相談等の実施により就業を促進する。

## 7 農業構造の改善を図ることを目的とする主として農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設の整備に関する事項（法第4条第2項第3号ト）

### （1）生活環境施設の整備の必要性

本県の農村部では、高齢化の進行あるいは混住化などによって、従来農村地域がもっていた農地・水路等の地域資源の維持管理機能やコミュニティ機能の低下がみられる。

一方、近年における農村の生活環境は、所得水準の向上をはじめ、都市化や情報化の進展等により、高度化、多様化しているが、生活環境施設の整備の面では都市部に比べると未だ立ち遅れている。

このような状況下、農村が将来にわたり農業生産の場として発展し、また、生活の場として安定した日常生活を送ることができるようにするためには、農業生産面だけではなく、生活環境や自然環境等の面を含めて総合的な居住空間として一体的な整備を図る必要がある。

### （2）生活環境施設の整備の構想

計画の対象とする施設は、整備の緊急度の高いものとし、規模、位置については利用見込み人口を加味し、類似施設との機能分担を明らかにしたうえで、適切かつ効率的な利用を図るものとする。

施設の整備に当たっては、非農家を含む農村地域住民の自主性と創意や、地域の特色及び景観に配慮しながら、集会施設、農村公園、農村広場等の生活環境施設の整備を進め、意欲ある担い手と兼業農家等との間の連帯感の醸成を図るとともに、併せて地域における定住条件の整備及び農業後継者の確保にも資するものとなるよう努める。



## 県面積目標の設定の基準

### 1 算定式

[令和17年の農用地区域内農地の面積の目標値]  
= [これまでのすう勢が今後も継続した場合における令和17年時点の農用地区域内農地の面積]  
+ [令和17年までの農用地区域への編入促進]  
+ [令和17年までの荒廃農地の発生防止]  
+ [令和17年までの荒廃農地の解消]  
+ [令和17年までの県において独自に考慮すべき事由]

### 2 設定基準

(1) 令和17年の農用地区域内農地の面積のすう勢 ▲2.3千ha (①-②)

- ① 令和5年(基準年)の農用地区域内農地の面積 69.6千ha
- ② これまでのすう勢が今後も継続した場合における令和17年時点の農用地区域内農地の面積 67.3千ha
- ア 農地以外の用途に供するための農用地区域からの除外(令和2年から令和5年までのすう勢)
- イ 荒廃農地の発生(令和2年から令和5年までのすう勢)

(2) 農用地区域への編入促進 0.6千ha

- ① 農業振興地域における農用地区域以外の地域(農振白地地域)の農地のうち、法第10条第3項各号に掲げるものについて、農用地区域への編入を積極的に促進することにより、集団的に存在する農地であって一定の要件を備えたものの相当部分の面積を農用地区域に編入
- ② 農業の生産条件が不利な中山間地域等における農業生産活動を継続するための支援、地域・集落における農地保全に関する共同活動への支援及び農業生産基盤整備事業等の施策の推進による農用地区域への編入

(3) 荒廃農地の発生防止 0.3千ha

- 農用地区域内農地については、以下の施策の拡充等により、これまでのすう勢が今後も継続した場合における令和17年までの荒廃農地の発生を防止
- ア 農地中間管理機構を通じた農業の担い手への農地利用の集積・集約化の加速化
- イ 農業生産基盤整備事業等による良好な営農条件の確保
- ウ その他の農業振興施策

(4) 荒廃農地の解消

1. 0千ha

遊休農地に関する措置の状況に関する調査の結果、抜根、整地、区画整理、客土等により、通常の農作業による耕作が可能となると見込まれるとされた農用地区域内の荒廃農地については、多面的機能支払制度及び中山間地域等直接支払制度による共同活動への支援、農地中間管理機構を通じた農業の担い手への農地利用の集積・集約化の加速化、農業生産基盤整備の効果的な活用その他の関連施策による実績（令和2年から令和5年まで）を踏まえて解消

(5) その他県において独自に考慮すべき事由

▲0.6千ha

- ① 県独自の農地保全施策等の推進による農用地区域への編入の促進及び荒廃農地の発生の防止等
- ② 定期見直し等により、自然的条件が不利な農地等農用地区域の設定要件を満たさないと判断される農地の農用地区域からの除外
- ③ 都市計画マスタープラン等の土地利用計画に基づく開発予定による農用地区域からの除外等